

# 県立病院における診療情報等の個人情報の提供等に関する指針（ガイドライン）

三重県病院事業庁

## 1 趣 旨

今日の医療においては、患者と医療従事者が共同して疾患を克服する視点が重視され、インフォームド・コンセントの理念に基づく医療の重要性が強調されている。

一方、患者等の知る権利を保証するため、カルテ等の診療情報を開示、提供していくことが、時代の要請となっている。

さらに県民の知る権利や個人情報の適正管理等を保証する「三重県情報公開条例」及び「個人情報の保護に関する法律」が制定されている。

また、厚生労働省では、診療情報の提供等に関して各医療機関において則るべき指針として「診療情報の提供等に関する指針」（「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日医政発第0912001号））が制定されている。

この指針（ガイドライン）は、県立病院（以下「病院」という。）が、病院の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、患者等の求めにより診療情報等の個人情報の提供・訂正・削除・利用停止・利用目的の開示・第三者提供の停止等を適切に行うための統一的な基準を定めるものである。

## 2 目 的

この指針（ガイドライン）は、「県立病院の基本理念」に基づき、病院の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、患者の知る権利を保証し、医療サービスの内容を明らかにするとともに、患者が医療サービスを選択し、安心して受診できるシステムと環境を整えることにより、患者の人権を尊重し、良質で満足度の高い医療を実現することを目的とする。

## 3 提供等を行う診療情報等個人情報の範囲

提供等を行う診療情報等の個人情報の範囲は、病院の管理運営のため、医療の提供や学生の教育実習、症例研究等の目的で病院が作成又は収集した記録とする。

## 4 診療情報等の個人情報の提供等を申し出ることができる者（申出者）

診療情報等の個人情報の提供等を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次のとおりとする。

### (1) 生存する個人に関する情報

ア 患者本人

イ 次に掲げる者

(ア) 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人

但し、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。

(イ) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

(ウ) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者

(エ) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合には、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

(2) 死者に関する情報

ア 患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者

イ 上記アの者に法定代理人がいる場合には、法定代理人

## 5 診療情報等の個人情報の提供等の手続

診療情報等の個人情報の提供等の手続は、次のとおりとする。但し、日常の診療活動における診療情報等の個人情報の説明において、一部の記録を閲覧に供する場合などは、この手続を省略することができる。

(1) 申出者は、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（三重県版）に定める請求書（以下「請求書」という。）または診療情報提供申出書（様式1）を病院長へ提出しなければならない。この請求書の受付と申出者の確認は、当該病院個人情報保護対策室（運営調整部等）において行う。

(2) 院長は、請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、提供等の可否などについて決定し、申出者に対して個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（三重県版）に定める通知書または診療情報取扱回答書（様式2）により遅滞なく通知する。但し、やむを得ない理由により、規定の期間内に決定することができないときは、請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、速やかに延長の期間及び理由を申出者に通知するものとする。

(3) 院長は、提供の可否等の決定にあたり、個人情報保護推進委員会の意見をあらかじめ聞くものとする。

但し、特に問題がないと院長が判断したときは、委員会での審議を省略することができる。この場合は直近の委員会に報告する。

(4) 診療情報等の個人情報の提供等は、閲覧及び口頭での説明によることを原則とする。但し、申出者の求めがあれば、診療情報等の個人情報の提供については要約書を作成して交付すること及び「写し」の交付を行うことも差し支えない。

(5) 診療情報等の個人情報の提供等は、病院内の指定する場所または郵送で行う。その際、申出者の求めがあれば、主治医（又は責任部医長）等はその記載内容について説明するものとする。

(6) 申出者が、病院が保有する診療情報等の個人情報（原本）を病院外へ持ち出すことは禁止する。

(7) 個人情報の秘密保持の観点から、申出者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

## 6 診療情報等の個人情報の提供等を行わないことができる場合

提供等の申出がされた診療情報等の個人情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報等の個人情報の提供等を行わないことができるものとする。但し、患者の求めに応じ提供等を行うという原則の中での例外的対応であるから、

画一的判断をすることなく、一部提供を含めて、個人情報保護推進委員会において、あくまでも個別的に慎重な判断を行うこととする。

(1) 提供等を行うことで治療上の悪影響が懸念されるなど、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあるとき。

《予測される事例》

- ・悪性腫瘍、精神疾患、遺伝性疾患等の患者で、治療内容や予後等について十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え、治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられる場合。

(2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき

《予測される事例》

- ・紹介状に含まれる情報など第三者から得た情報であって、かつ、提供等について当該第三者の了解を得られない場合。

(3) 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき

《予測される事例》

- ・申出者への診療情報の提供等により、家族、医療従事者及びその他の第三者が、当該患者の攻撃の対象となる可能性の高い場合など、情報の提供等を拒む正当な理由がある場合。

(4) 未成年者の法定代理人による提供等の申出がなされた場合であって、提供等を行うことが当該未成年者の利益に反すると認められるとき

《予測される事例》

- ・法定代理人（親）による虐待を受けた未成年者（子供）の心情等を記録した文書や法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける当該権利侵害に係る当該未成年者の個人情報記録された文書について提供の申出がなされた場合であって、これを提供することが、当該未成年者の利益に反する場合。

## 7 診療情報等の個人情報の提供等に必要な費用の徴収

閲覧、口頭による説明については無料とする。但し、診療情報等の個人情報の写しの作成に要する費用（資料提供するために作成したものを含む。）として納入する額は、写し1枚（日本工業規格A3判以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円とする。また両面コピーした場合は、2枚と換算して算定する。

なお、これを越える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

また、放射線フィルム等の写しは実費とする。

## 8 個人情報の第三者提供の制限

次に掲げる場合を除き、あらかじめ患者本人の同意を得ないで、個人情報を第三者（死者に関する情報については4（2）に規定する者以外をいう。以下同じ。）に提供してはならない。また、個人情報の第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の一部についての同意を取り消す旨の申出が

あった場合は、そのあとの個人情報の取扱いについては、本人の同意のあった範囲に限定して取り扱うものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を提供する場合であり、かつ、当該個人情報の提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- (6) 学術研究機関等が個人情報を提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人情報を学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人情報を提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- (7) 学術研究機関等が個人情報の第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

## 9 外国にある第三者への提供の制限

個人情報の保護に関する法律第 28 条の規定に基づき、外国にある第三者に個人情報を提供する場合には、9（1）～（7）に規定する場合を除き、外国にある第三者へ提供することについて本人の同意を得なければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、国内と同様に個人情報の保護に関する法律第 27 条第 1 項柱書に基づく本人同意による第三者提供、又は同条第 5 項に基づく委託、共同利用による提供を可能とする。

- (1) 外国にある第三者が、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則で定める国にある場合
- (2) 外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として個人情報の保護に関する法律施行規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

## 10 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者に提供したときは、個人情報の保護に関する法律第 29 条に基づき、（1）から（4）に規定する記録の作成及びその記録を保存するものとする。

また、第 30 条に基づき、第三者から個人情報の提供を受ける場合には、（5）のとおり確認を行うとともに、（1）から（4）のとおり記録の作成及びその記録を保存するものとする。

#### （1）記録を作成する方法等

##### ①記録を作成する媒体

文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成するものとする。

##### ②記録を作成する時期

原則として、個人情報の授受の都度、速やかに記録するものとする。

##### ③一括して記録する方法

一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人情報を授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができるものとする。

##### ④契約書等の代替手段による方法

患者本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、その契約の履行に伴って、契約の相手方を本人とする個人情報を第三者との間で授受する場合は、その提供の際に作成した契約その他の書面をもって記録とすることができるものとする。

##### ⑤代行により記録を作成する方法

提供者、受領者のいずれも記録の作成方法、保存期間は同一であることに鑑みて受領者は提供者の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができるものとし、提供者は受領者の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができるものとする（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自ら記録作成義務を果たしているものと同様の体制を構築しなければならない。

#### （2）記録事項

病院が、本人の同意に基づき個人情報を第三者との間で授受する場合は、次の項目を記録するものとする。

- ・本人同意を得ている旨
- ・第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・個人情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ・個人情報の項目
- ・第三者から提供を受ける場合、第三者による当該個人情報の取得の経緯

#### （3）記録事項の省略

複数回にわたって同一患者本人の個人情報の授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はない。既に 9（1）及び（2）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができるものとする。

#### (4) 保存期間

病院は、作成した記録を次表で定める期間保存しなければならない。

記録の作成方法の別	保存期間
契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人情報の授受を行った日から起算して1年を経過する日までの間
一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人情報の授受を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上記以外の場合	3年

#### (5) 確認方法

病院は第三者から個人情報の提供を受ける際は、当該第三者に対して、次のとおり確認を行わなければならない。

なお、複数回にわたって同一患者本人の個人情報の授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に次に規定する確認を行い、9（1）及び（2）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

- ①第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②第三者による個人情報の取得の経緯
- ③法の遵守状況

### 11 安全管理措置

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（三重県版）に定める三重県個人情報適正管理指針及び三重県個人情報取扱事務委託基準に規定する事項については、病院に準用するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### (1) 三重県個人情報適正管理指針

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
4-8-1 指針の意義	第66条第1項	第23条
4-8-3 教育研修	が適用されることである	を準用することとし
4-8-8 保有個人情報の提供	法第69条第2項第3号及び第4号	法
	法第70条の規定に基づき	法第70条の規定に準じて
	法第69条第2項第3号	法
4-8-12 安全管理上の問題への対応	第68条第1項	第26条第1項

## (2) 三重県個人情報取扱事務委託基準

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1 趣旨	第 66 条第 2 項	第 25 条
3 委託に当たっての留意事項	第 176 条、第 180 条及び第 184 条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する	に規定する
別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」記載例	第 66 条第 2 項及び第 67 条	第 23 条及び第 24 条
(参考 2) 「個人情報の取扱いに関する特記事項」の説明	第 66 条第 2 項及び第 67 条	第 23 条及び第 24 条
様式例	三重県知事	三重県病院事業庁長

## 12 その他

この指針（ガイドライン）に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律、三重県個人情報の保護に関する法律施行条例、病院事業庁関係三重県個人情報の保護に関する法律施行条例細則、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス及び診療情報の提供等に関する指針に鑑み、病院内で適切に対応するものとする。

なお、この指針（ガイドライン）に基づく運用上の問題点等については、適宜検討し、この指針の見直しを行うものとする。

### 附則

この指針（ガイドライン）は、平成 17 年 4 月 1 日から運用する。

### 附則

「県立病院における診療情報の提供に関する指針（ガイドライン）」（平成 14 年 10 月 1 日制定）は廃止する。

### 附則

この指針（ガイドライン）は、平成 18 年 4 月 1 日から運用する。

### 附則

この指針（ガイドライン）は、平成 30 年 4 月 1 日から運用する。

### 附則

この指針（ガイドライン）は、令和 5 年 4 月 1 日から運用する。